

(中面の続き)

《販売スケジュール》

11月22日(水)

保留地の処分公告(販売)
現地確認期間(11月22日～12月12日)

11月29日(水)

入札申込み受付期間

[購入を希望される方は申込み期間内に**必要書類**(※)を
蒲生北部整備課までご提出ください]

12月12日(火)

12月25日(月)

26日(火)

入札

[その後、平成30年1月に契約締結及び売買代金支払い
確認後に土地お引渡し予定です]

(※) 必要書類

(「平成29年度保留地販売 競争入札 参加申込みのご案内」4ページ参照)

- ・入札参加申込書
- ・ご本人や法人に関する書類など
- ・誓約書兼市税納付状況確認同意書

《入札申込みにあたっての留意事項等》

- 保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法に基づき、換地処分公告(平成32年度予定)の日の翌日以降になります。また、所有権移転登記に要する費用は、購入者の方の負担となります。
- 売買契約には、所有権移転登記が完了するまでの間は、保留地の転売を禁止する特約を設定します。(一般販売を除く)
- 所有権移転登記が完了するまでの間は、保留地に権利の設定(抵当権の設定等)が出来ません。売買代金等の支払いのために金融機関から融資を受けようとする方は、入札申込み前に、あらかじめ金融機関にご相談ください。
- 土地区画整理事業換地処分時における確定測量の結果、保留地の面積に増減が生じた場合は、増減面積に売買契約時の平方メートル当たり単価を乗じて算出した金額(精算金)を、売買代金の差額として精算します。

詳細は、同封の「平成29年度保留地販売 競争入札 参加申込みのご案内」をご参照ください。ご不明な点等がございましたら、蒲生北部整備課までお問合せください。

◆区画整理だよりについて

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方、相続権利者の方及び郵送をご希望される方に発送しております。

相続権利者の方につきましては、継続して調査を行っており、発送日時点において当課で把握している方に発送しております。

住所に変更があった場合や相続登記がお済みになった場合等には、蒲生北部整備課までご連絡いただきますようお願いいたします。

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

住所:〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 本庁舎6階

TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email: fko002250@city.sendai.jp



蒲生北部復興

区画整理だより



発行:仙台市 都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課

平成29年11月27日

<https://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html>

ご挨拶

日頃より当復興事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

日ごとに寒さも強まり、秋晴れの空に紅葉が美しく映える季節となりました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今回の「区画整理だより」では、今年度の保留地販売についてお知らせいたします。

お知らせ

◆今年度の保留地販売について

昨年度の保留地販売と同様に、下記の「保留地購入要件」を満たす事業地区内の権利者の方への**先行販売**及び権利者以外も対象とした**一般販売**を行います。

《保留地の位置》

中面記載のとおり、9街区、18街区、37街区の一部に設定する保留地5区画を販売します。

《保留地の購入要件》

■事業地区内の権利者の方への先行販売

保留地番号H29-A-1、2、3、4(18街区、37街区)

以下の「保留地購入要件」を満たす事業地区内の権利者の方が、先行販売の対象です。

「保留地購入要件」

- ① 事業地区内の**土地所有者**の方(土地登記簿に所有者として登記されている個人、法人)
- ② 事業地区内の**借地権者**の方(土地登記簿に借地権者として登記されている個人、法人)
- ③ 土地区画整理法の規定に従い仙台市へ未登記の借地権の申告を行っている個人、法人

■一般販売

保留地番号H29-C-1(9街区)

上記の「保留地購入要件」はなく、競争入札により販売します。

《助成制度について》





仙台市では新規投資に係る固定資産税等相当額を3年間～5年間に渡り納付後に交付する助成制度をご用意しています。本市の助成制度の大きな特徴は、土地(保留地含む)や建物の賃貸や設備リース等にも対応している点です。また、雇用者数に応じて助成金をお支払いするものや、設備更新を対象としたものもあり、新たな事業展開を強力にバックアップいたします。

ご利用の際は、経済局企業立地課(電話:022-214-8245)までお問合せください。

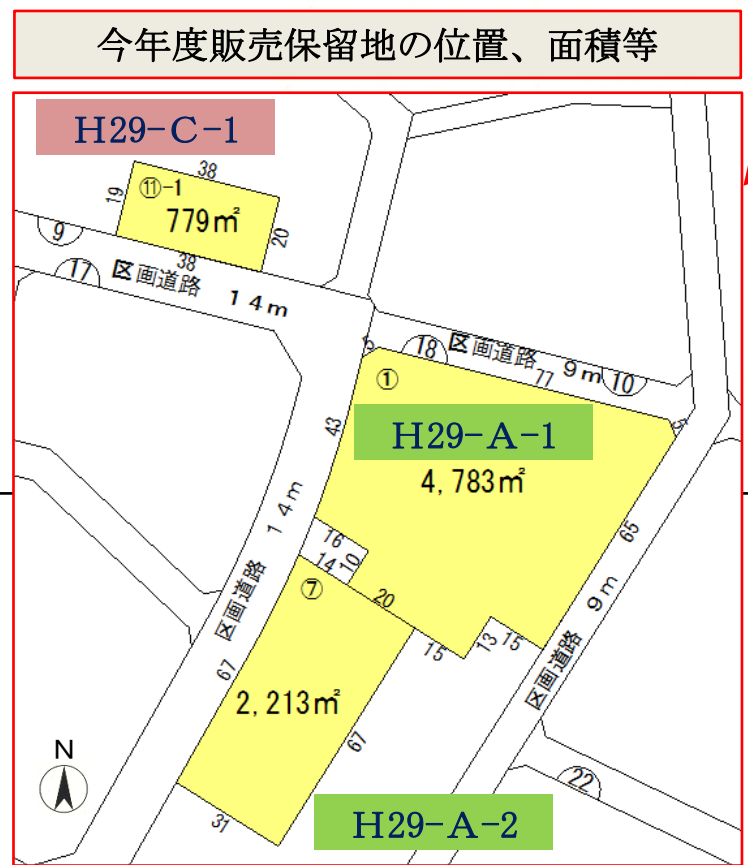
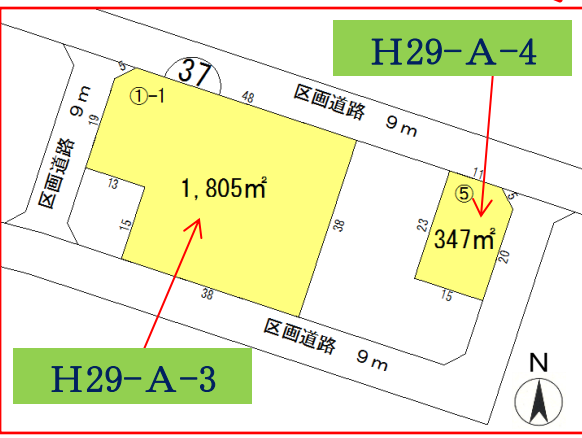
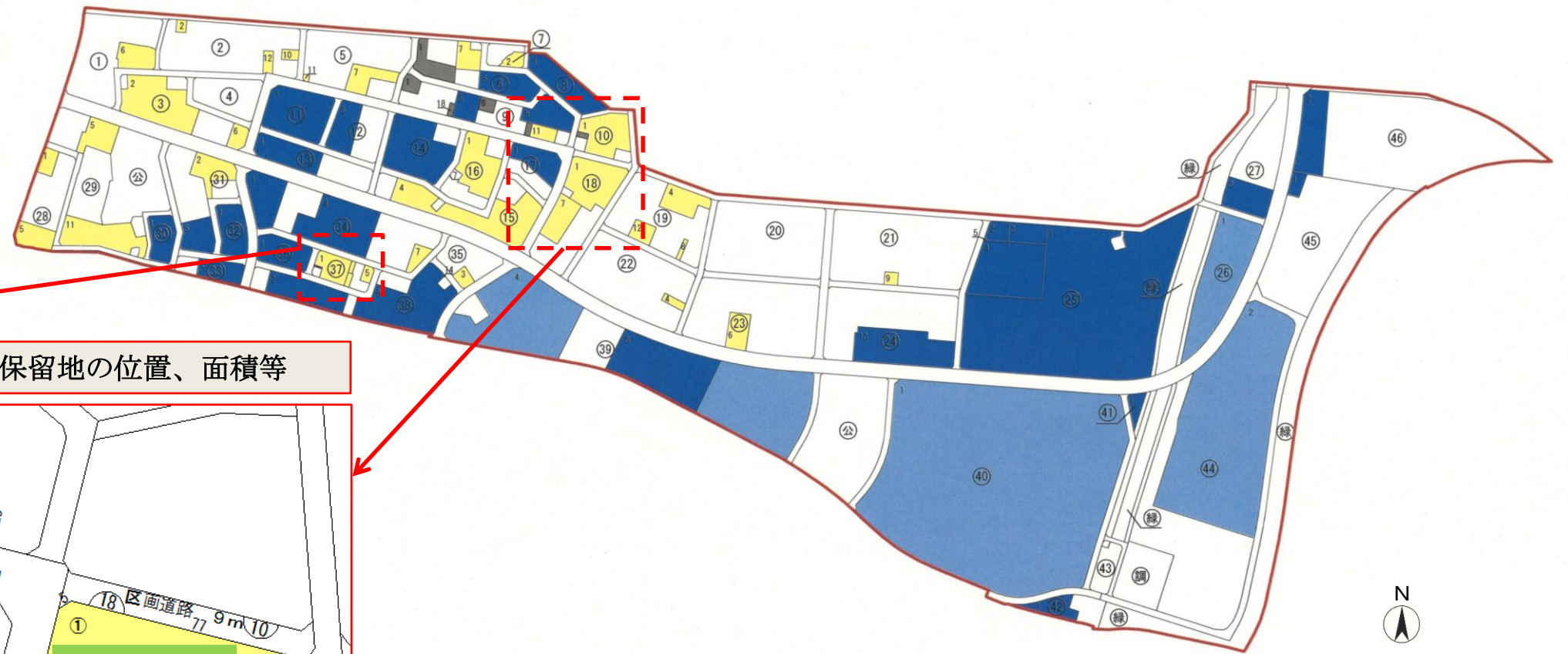
《保留地の概要》

保留地並びに市有地の現在の販売状況は下図のとおりです。
 このうち、今年度の保留地販売として下図5区画の販売を行います。
 詳細は、同封の「平成29年度保留地販売 競争入札 参加申込みのご案内」
 をご参照ください。

保留地・市有地位置図

凡 例	
	保留地
	保留地(契約済)
	市有地
	市有地(協定済) <small>(※)</small>
①	街区番号

(※) 公募により選定した事業候補者と立地協定を締結している市有地



事業地区内の権利者の方への先行販売 (18街区、37街区)

保留地番号	街区番号	画地番号	面積(m ²)	最低売却価格(円)	用途地域
H29-A-1	18	1	4,783	176,971,000	準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200%
H29-A-2	18	7	2,213	80,331,900	
H29-A-3	37	1-1	1,805	66,965,500	
H29-A-4	37	5	347	12,873,700	

「保留地購入要件」

- ① 事業地区内の土地所有者の方 (土地登記簿に所有者として登記されている個人、法人)
- ② 事業地区内の借地権者の方 (土地登記簿に借地権者として登記されている個人、法人)
- ③ 土地区画整理法の規定に従い仙台市へ未登記の借地権の申告を行っている個人、法人

一般販売 (9街区)

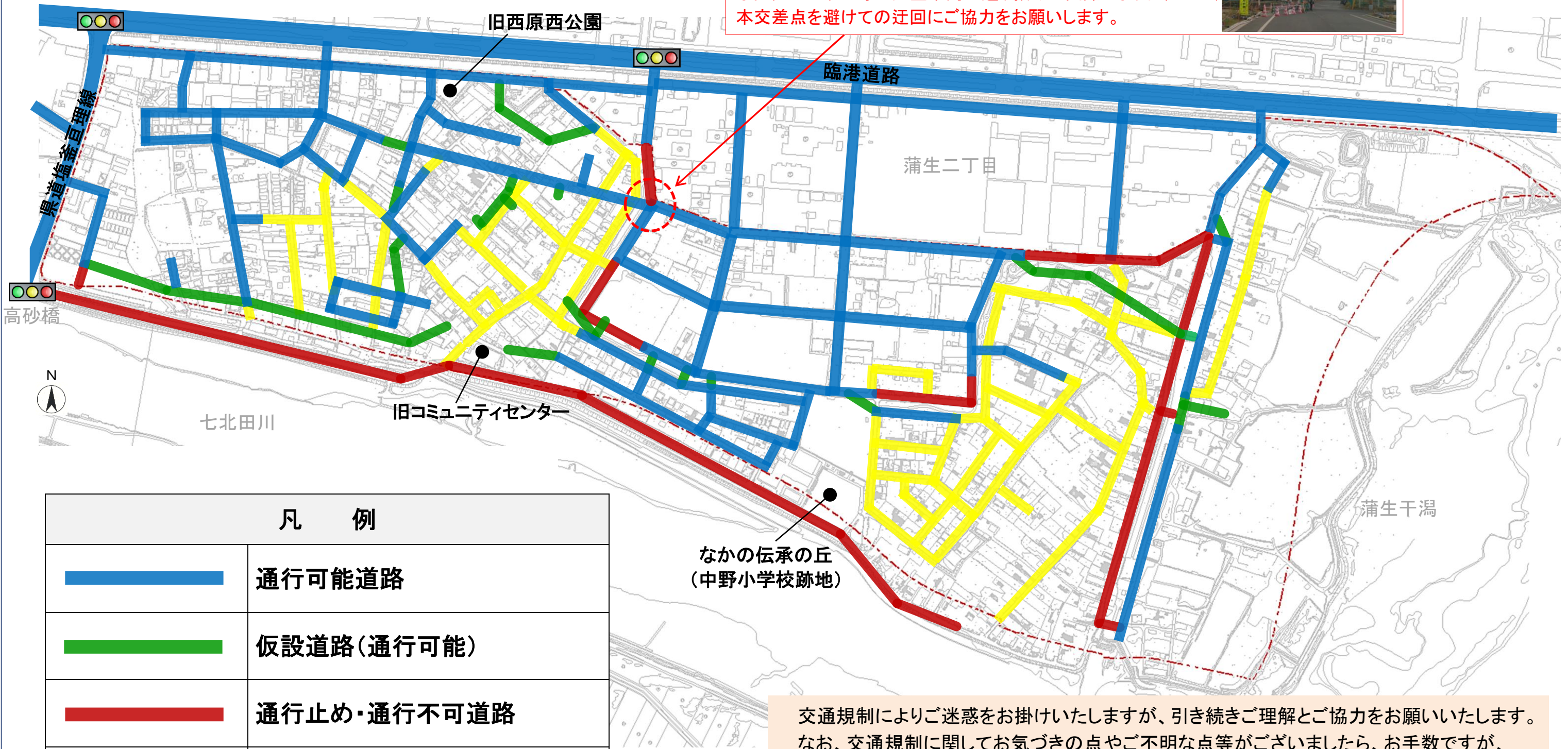
保留地番号	街区番号	画地番号	面積(m ²)	最低売却価格(円)	用途地域
H29-C-1	9	11-1	779	28,823,000	準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200%





9街区の一区画(保留地番号:H29-C-1)については、昨年度保留地販売において購入希望がなかった区画のため、権利者以外も対象として一般販売します。

蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業 交通規制案内図（平成 29 年 11 月 27 日時点）

平成 29 年 11 月
発行：蒲生北部JV

工事のため交差点部の道路幅が狭くなっています。
案内表示や誘導員の案内に沿ってご通行願います。
なお、トレーラー等の大型車両は通り抜けが困難となりますので、
本交差点を避けての迂回にご協力をお願いします。



凡 例	
	通行可能道路
	仮設道路(通行可能)
	通行止め・通行不可道路
	工事により、既に撤去され 今後も復元されない道路

※交通規制の内容、範囲は 11 月 27 日時点の状況です。今後の工事状況により
変更となる場合がありますので、現地の案内表示や誘導員の案内に沿って
ご通行願います。

交通規制によりご迷惑をお掛けいたしますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。
なお、交通規制に関してお気づきの点やご不明な点等がございましたら、お手数ですが、
下記お問合せ先までご一報願います。

《お問合せ先》 蒲生北部JV

- ・交通規制の問合せ (工事事務所) 担当:南、松本 (Tel022-349-4312)
- ・事業全般の問合せ (統括事務所) 担当:安永、佐々木 (Tel022-387-1202)